

先例集 第6章 発言 第2節 質疑

【改正案】

改正前	改正後
(3) 告示日において告示された議案に対する質疑通告は、発言通告書の提出をもって行い、通告の時期は開会日の2日前までとする。平成29年第1回定例会から適用する。	(3) 告示日において告示された議案に対する質疑通告は、発言通告書の提出をもって行う。 <u>通告の時期は次のとおりとし、令和6年第2回定例会から適用する。</u> <u>ア 報告案件及び人事案件の議案に対する通告 開会日の2日前まで</u> <u>イ 条例案件、一般案件及び予算案件の議案に対する通告 開会日の2日後まで</u>

先例集 第7章 質問 第1節 一般質問

【改正案】

改正前	改正後
(1) 一般質問の通告は、定例会の招集日の翌日午後5時に締め切るのを例とする。	(1) 一般質問の通告は、 <u>議会運営委員会が決定する日時</u> に締め切るのを例とする。